

## 石見神楽保存・伝承拠点基本構想策定支援業務委託仕様書

### 1 業務名

石見神楽保存・伝承拠点基本構想策定支援業務委託

### 2 業務の目的

石見神楽は、日本遺産にも認定されている本市が誇る伝統芸能であり、令和6年度に石見神楽の保存・伝承に向け、石見神楽伝承内容検討専門委員会を立ち上げ、市に対して提言を受けた。この中で、石見神楽の保存・伝承を担う拠点施設についての提言内容は以下のとおりであった。

#### 【石見神楽の保存・伝承を担う拠点施設について】

石見神楽の保存・伝承のために、歴史的な石見神楽用具や関係資料などの保存・展示や石見神楽について学ぶことができ、そこに行けば浜田の石見神楽が全てわかる拠点施設の検討が必要である。また、この拠点施設が核となり、市内各地に点在する石見神楽関連施設への案内機能も担うなど、「石見神楽を創り出したまち」としての中心的な役割を担うことを期待する。

#### ＜取組の方向性＞

拠点施設に関する検討を具体化する場合は、多くの市民から望まれるものとなるよう、石見神楽団体や石見神楽関連産業従事者を中心とした検討組織を立ち上げるなど、施設の機能や運営体制について検討が必要。

本業務は、この提言を受け、石見神楽保存・伝承拠点の機能や展示活用方法などについて、本市が設置する石見神楽保存・伝承拠点基本構想検討委員会（以下「検討委員会」という。）の協議内容を踏まえながら、石見神楽保存・伝承拠点基本構想（以下「基本構想」という。）を策定するための支援を行うものである。

### 3 委託期間

契約締結日から令和8年1月30日（金）まで

### 4 業務に要する費用（事業費限度額）

9,646,000 円（消費税及び地方消費税含む。）

### 5 業務内容

#### (1) 検討委員会の運営支援

検討委員会は、13名程度の委員（学識経験者、石見神楽団体、石見神楽関連産業従事者等）で構成予定としており、概ね月1回のペースで計8回開催予定。第1回検討委員会は、本業務委託前の令和7年5月に開催予定（参加事業者には、日程が確定次第お知らせします）のため、運営支援については第2回

以降の計 7 回を想定。

- ・資料作成

市からの依頼に基づき、当日のプレゼン資料や参加者への配布資料などを作成する。

- ・会議の実施・運営

検討委員会に同席し、必要に応じて資料説明や運営補助（記録等）を行う。

## (2) 基本構想の作成

検討委員会での意見、市が実施する展示物として想定される神楽用具や資料の調査結果、他市の事例などを踏まえ、主に次の内容について、基本構想として取りまとめる。なお、令和 6 年度の石見神楽伝承内容検討専門委員会からの提言では、石見神楽の保存・伝承すべきものについて、大きく 4 点（①石見神楽団体、②石見神楽関連産業、ものづくり技術③「石見神楽を創り出したまち浜田」としての伝統と誇り④奉納神楽文化）に整理している。拠点については、この 4 点を保存・伝承するための手段であることに留意し、石見神楽に関する資料収集保存、調査研究、展示、ふるさと教育及び文化の普及の観点における拠点の活用について整理検討を行い、基本構想の作成を行うこと。

また、施設の全体図や展示活用方法のイメージ図をイラストやスケッチなどで作成すること。

### 【基本構想で想定する内容】

#### ① 拠点のあり方、必要な機能

例)

- ・石見神楽や石見神楽の面、衣裳、蛇胴などのものづくり技術の歴史や特徴などを学ぶことができる機能
- ・神楽用具や関係資料を保存・展示し、触れたり体験できる機能
- ・舞の文化を継承するための舞殿機能
- ・収蔵機能
- ・専門性を持った職員による調査研究機能
- ・石見神楽や石見神楽の面、衣裳、蛇胴などのものづくり技術の情報発信機能

#### ② 展示活用方法

展示及び活用に係る方針や具体的内容など（学校との連携・デジタル技術の活用含む）

#### ③ 施設規模、概算事業費

建築費、展示ソフト系設備費、管理運営費など

#### ④ 運営方式・運営体制

#### ⑤ 浜田郷土資料館との複合化の整合性

建替え整備を想定している浜田郷土資料館については、令和 3 年度に「浜田市歴史文化保存展示施設基本計画（案）」を作成しているため、これを参考の上、当該拠点の基本構想の作成に当たっては、複合化も含め整合を図ること。

⑥ その他、市と受託者が協議して必要と認めたもの

(3) 報告書の取りまとめ

上記(1)及び(2)について、報告書として取りまとめる。

(4) 打ち合わせ協議

業務を円滑に遂行するために、打ち合わせ協議を行う。打ち合わせは、必要に応じて Web 等を活用して適宜実施する。

6 成果品の提出

成果品について次の形式により市に提出する。提出時には、市の担当者に対し、内容の説明を行うこと。

(1) 基本構想 A4 版（ファイル綴じ）

(2) 基本構想概要版 A4 版（ファイル綴じ）

(3) 報告書 A4 版（ファイル綴じ）

※(1)～(3)のいずれも、紙媒体 2 部及び電子媒体で提出を行うこと。

7 その他

(1) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、関連の法令及び本仕様書を遵守するとともに、市の意図及び目的を十分に理解した上で、適正な人員を配置し、正確に業務を行わなければならない。

(2) 業務の遂行にあたっては、市と十分に協議を行い、市の意見や要望を取り入れながら実施すること。

(3) 受託者は、業務の進捗に応じて、定期的に市に報告を行わなければならない。

(4) 市は、受託者の業務遂行に必要な資料等の収集に協力することとする。受託者は市から提供された資料等については、本業務以外の目的に使用してはならない。また、貸与資料等は、業務完了後速やかに市に返還しなければならない。

(5) 業務の実施により得られた成果物、情報等については、市に帰属するものとし、受託者は、市の許可なく使用又は流用してはならない。

(6) 受託者は、本業務の全部若しくは大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、市が認めた場合は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

(7) 仕様書に定めがない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、市と協議して定める。